

福岡工業大学短期大学部教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡工業大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第8条第3項の規定に基づき福岡工業大学短期大学部教授会（以下「教授会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は、学長、専任の教授、准教授、講師及び助教で構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、学則第8条第1項の規定に基づき、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める。
- 2 前項第3号の学長が定める事項は次のとおりとする。
- (1) 学則その他重要な規程の制定、改廃に関する事項
 - (2) 学科等の設置並びに改廃に関する事項
 - (3) 教育、研究に関する施設の設置並びに改廃に関する事項
 - (4) 予算の編成及び配分に関する事項
 - (5) 学生の定員に関する事項
 - (6) その他教育研究に関する事項で、学長が定めたもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、次の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 研究生及び科目等履修生の入学並びに修了に関する事項
 - (2) 学生の休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び再入学に関する事項
 - (3) 教育課程及びその履修に関する事項
 - (4) 入学試験に関する事項
 - (5) 学生の賞罰に関する事項
 - (6) 学生の福利厚生、学生活動及び学生生活に関する事項
 - (7) 教員の採用、昇格、その他の人事に係る候補者選考に関する事項
 - (8) 各委員会委員の選考に関する事項
 - (9) 学長の諮問した事項
 - (10) その他教育研究に関する重要事項

(教授会の招集)

第4条 教授会は、学長が必要と認めたとき又は構成員（3か月以上の休暇、研修及び出張の者を除く。以下同じ。）の3分の1以上の要求があったとき、学長が招集する。
（議長）

第5条 教授会は、学長が議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名する教授が議長の職務を代行する。
（会議）

第6条 教授会は、構成員の5分の3以上の出席により成立する。

2 教授会の議事は、議長を除く出席者の過半数の賛成により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第3条第2項第1号及び第3項第7号について審議するときは、前項の規定にかかわらず、議事は出席者の3分の2以上の賛成により決定する。

4 議長が必要と認めたときは、議長への委任状による出席を認めることがある。

（運営委員会）

第7条 本学運営の円滑化に資するため、学校教育法施行規則（平成7年12月26日文部省令第21号）第66条の2の趣旨に基づき運営委員会を置く。

2 教授会は、緊急を要する事項については運営委員会の議決をもって教授会の議決として認めることができる。ただし、運営委員会は教授会に事後報告するものとする。

3 運営委員会は、第3条のうち重要案件について審議し、教授会に提案する。

4 運営委員会の構成及び運営については、別に定める。

（委員会）

第8条 教授会は、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会及び教員選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、第3条に掲げる審議事項について、原案を作成することができる。

（1）教務委員会

第3条第1項第1号、第3項第1号乃至第3号

ただし、再入学の認定については入学試験委員会と協議する。

（2）入学試験委員会

第3条第3項第4号

（3）学生委員会

第3条第3項第5号及び第6号

（4）教員選考委員会

第3条第3項第7号

3 議長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず教授会が直接審議する。

4 委員会の構成及び運営については、別に定める。

(その他委員会)

第9条 教授会が特に必要があると認めるときは、前条に規定する委員会のほか、別に委員会を設けることができる。

2 前項の委員会の組織及び運営については、その都度定める。

(構成員以外の出席)

第10条 議長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第11条 議事及び決議事項は、議事録に記載し、教授会の承認を得たうえこれを保管する。

(事務)

第12条 教授会の事務は、短大事務室の所管とする。

(改正)

第13条 この規程の改正は、教授会の議を経るものとする。

附 則

福岡工業短期大学教授会規程（昭和56年10月1日制定）の全部を改正し平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。